

大河原町議会議長 岡崎 隆 殿

提出者 秋山 昇

賛成者 岡崎 隆 大沼 忠弘
佐藤 巖 万波 孝子
山崎 剛 丸山 勝利
高橋 芳男 須藤 慎
佐久間 克明 高橋 豊
大沼 常次 中村 淳
佐藤 暁史

大河原町議会における政治倫理向上に関する決議

上記の決議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び大河原町議会会議規則（平成3年議会規則第1号）第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

大河原町議会における政治倫理向上に関する決議

大河原町議会は、大河原町議会基本条例及び大河原町議会政治倫理条例を平成26年1月1日に大河原町議会総意のもとに定めた。この条例は、町民福祉の向上及び町政の発展に寄与すること、また、町民からの信頼を高めることを定めるものである。

このたびの不祥事では、町民の皆さまを始め多くの方々の信用信頼を著しく損ねると同時に、大河原町の名誉を深く傷つけるものであり、本町議会としてもこの憂慮すべき事態を厳粛に受け止め、失われた信頼の回復に全力で取り組まなければならない。

この状況を真摯に受け止め、大河原町議会議員として、町民から町政に関する機能を信託された代表であることへの自覚、さらには自己の能力を高める不断の研鑽に、より一層努め、町民の代表としてふさわしい活動に邁進することを改めて確認する。

今後、このような問題を二度と起こさぬよう、議員一人ひとりが議会の責任と役割を深く認識し、町民の負託に応え得る高い倫理観と使命感をもって活動していくことを改めて決意し、大河原町議会一丸となって信頼回復を図ることを誓う。

以上、決議する。

令和6年9月13日

宮城県大河原町議会